

大津市議会基本条例に規定されている事項に係る取組の充実等についての各会派の意見(とりまとめ)

○:検討を進めるべき、×:現状のままでき

No	取組の充実等の提案	根拠条例 (議会基本条例)	各会派の意向					各会派意見	
			新	湖	市	公	共		
1	議会基本条例の研修を規定する。本条例の理念・目的を議員間で共有し、浸透させ、本条項を実現のために、議員の任期開始後、速やかにこの条例等に関する研修を行うものとする【共産党】	第2条	○	○	×	○	○	○	(○)本条例の理念を、新人議員にも浸透させるとともに、2期目以上の議員も含め全議員で改めて共有するため、議員任期開始初年度の研修を制度化すべきである(新) (×)当選直後ではなく4年に一度、総点検というのであれば、議会内容理解もすむのではないかと(運用の充実)。ただ、任期開始後では困難を伴う(市) (○)新人議員研修の項目として詳細な研修を行う(公)
2	(本条例の基本理念に)「真の地方自治の実現を目指す」とあるが、地方自治のあり様に係る議論や検討、研究を継続して行う必要がある【清正会】 (連携協定を締結する大学から講師を招いての勉強会等)	第3条	×	×	×	○	○	○	(×)「地方自治のあり様」はテーマが大きすぎて、一地方議会において検討・研究する範疇を超えている。議員研修の中で、数年に一度、全国の状況や課題について講演を受ければよいのではないかと(湖) (○)広報広聴委員会で議会として地方自治に関するテーマを決めて取り組む(公)
3	本会議における討論のあり方を見直す必要があると考えます。賛否に係る行動変容を促すのが本来の「討論」であるならば、執行部に留意事項等を伝える行為は「討論」ではないと承知しています なぜ、賛成なのか、反対なのか、市民に対する説明責任という観点からの意思表示を尊重するのであれば、討論とは別に発言の機会を設けてはと考える【清正会】	第4条 第5条	×	×	×	×	○	×	(×)現状で特段の不都合はない。「討論」であるから執行部に対する留意事項の伝達ができないとなると、市長が「提案者の説明」の機会を活用して市政について報告を行っていることもおかしいということとなる。そこまで截然(せつぜん)と整理する必要はないのではないかと(湖) (×)本会議の討論のあとに会派としての行動変容は困難。討論とは、行動変容を促すことのみでなく、意思表示をする場でもある。よって、別の機会を設ける必要はないと考える(公) (○)賛否の理由を明らかにすることは議員の役割として必要。特に市民からの請願に対する態度について、それぞれの立場で理由を述べることが求められる(共) (×)現状のまま、発言の機会を設けず、討論の在り方を再度議員が見直し討論のやり方を変える(維)
4	(災害に備え)年4回、情報のやりとり、連絡・確認などの訓練のために、机上訓練・端末のみの訓練ふくめておこなってはどうか くわえて、タブレット以外の端末とのやりとりの検討が必要【市民ネット21】	第6条	○	○	○	○	○	○	(○)災害時に備え、通信機器によるやり取りの訓練をしておくことは必要。ただし、実施頻度については要検討(新) (○)回数は別として、複数回、様々な状況下で実施したら良い(公) (○)技術や機器の進展が早いので、様々な対応が求められるため、議会内でもタイムリーな情報共有が必要(共)

大津市議会基本条例に規定されている事項に係る取組の充実等についての各会派の意見(とりまとめ)

○:検討を進めるべき、×:現状のままでよい

No	取組の充実等の提案	根拠条例 (議会基本条例)	各会派の意向					各会派意見	
			新	湖	市	公	共		維
5	新型コロナウイルス感染症感染拡大期に庁舎の閉鎖を余儀なくされたことを教訓に、オンライン以外に庁舎外に会議室を確保するなど議会機能を発揮できるよう準備し、速やかに対応できるようにする【共産党】	第6条	×	×	×	×	○	×	(×)候補となる施設に限られる中、執行部の執務場所として使用する施設も必要になると予想され、そのときの状況に応じ、執行部と調整し、臨機に対応していくほかない(議会BCP22頁参照)(新) (×)議会BCPIに示されているように、現状から判断して市と協議して決める(公) (×)感染症が拡大した際、庁舎外に確保しても感染リスクがあるので、オンラインでよい(維)
6	議会BCPなどについて、被災地の議会の経験からその教訓を生かせるよう検討する【平和と市民自治】	第6条	×	×	×	×	○	○	(×)相手方の都合もあるため、制度化にはなじまない(新) (○)その時々的情勢に併せてブラッシュアップは必要(共)
7	長らく報酬審議会が開催されておらず、開催が望まれます【清正会】	第10条	×	×	×	○	×	○	(×)大津市特別職報酬等審議会は、市長の諮問機関であり、議会から諮問することはできない(湖) (○)社会経済情勢に変化が見られるため(公) (×)現状、このままでよいのではないかと(共)
8	(政務活動費について)政治活動との親和性について、あらためて留意が必要と考えます【清正会】	第12条	×	×	×	×	×	○	(×)まずは、現行のマニュアルの徹底を図る。なお、政治活動と政務活動を截然と区分することは難しく、マニュアルの改訂で完全に解決するものではない(新) (×)一人会派の政務活動費の扱い規程を明確にする。一人会派の政治活動と政務活動の懸念されている点を示されたい(公) (×)政治活動との親和性については、特に問題があるとは思わないが、疑義が生じることがないように事例を以て徹底することは必要(共)
9	議会として執行部の監視・評価や政策立案及び政策提言などの過程において、公聴会や参考人を活用して、市民の多様な意見を議会の討議に反映させるようにする。→公聴会、参考人制度の創設【共産党】	第14条	×	×	×	×	○	×	(×)公聴会及び参考人の制度は、地方自治法第115条の2に定められており、必要に応じて活用するのは当然である。なお、法定の公聴会の制度が利用しにくいいため、令和2年に本市議会独自に「市政課題広聴会」の制度を設けている(湖) (×)これまでも広報広聴委員会で議論を進めて取り組んでいる(公)

大津市議会基本条例に規定されている事項に係る取組の充実等についての各会派の意見(とりまとめ)

○:検討を進めるべき、×:現状のままでき

No	取組の充実等の提案	根拠条例 (議会基本条例)	各会派の意向					各会派意見	
			新	湖	市	公	共		維
10	議会へ寄せられる市民の意見を、一定期間(ex.半年)ごとに集約し活動の改善等の参考にできるように議会運営委員会等関係機関で討議する場を設ける【平和と市民自治】	第14条	×	×	×	×	×	○	(×)市民の意見については、現状、議会局から配信されており、各議員において対応が必要と考える事項については、その都度議長に申し出ていただくというのでよい(新) (×)議会局から届く市民意見で重要と考えるものがあれば、各議員から広報広聴委員会に取り上げてもらうようにする(公) (×)議会運営に関わる意見などについては、議会運営委員会が必要に応じて協議する(共)
11	(広聴機能の充実について)聴取する団体を固定化せず、さまざまな団体からの広聴をめざすべきでは【市民ネット21】	第15条	×	×	○	×	○	○	(×)広報広聴委員会において、意見交換会の相手方について、令和7年度から新規枠を設けることを既に決定している(新) (×)広報広聴委員会では市民意見の聴取の機会を設けている(公) (○)可能な限り広く意見交換ができるとよい(共)
12	(他の地方公共団体の議会との連携)アクションがなく止まっているのは課題 一年に一度、テーマを設定した上であつまり、広域化できる事業の話しあいを、確定案でなくとも話し合う機会をもつてはどうか【市民ネット21】	第21条の2	×	×	○	×	×	○	(×)それぞれの市議会において、協議事項が発生すれば、直ちに相手方に申し出ることとなり、それで十分である。協議事項がない中でとりあえず集まるのは、非効率である(湖) (×)必要に応じて対応すればよい(公) (×)連携する必要がある課題があれば必要に応じて検討すればよい(共)
13	(他の地方公共団体の議会との)連携のあり方について検証が必要と考えます【清正会】	第21条の2	×	×	×	○	×	○	(×)相手方の事情もあり、本市議会だけで解決できる課題ではないため(湖) (○)今後の方向性について検討する(公)
14	議会基本条例の理念と実際の活用について議員が共有できるよう、議員任期開始後速やかに、逐条解説及び過去に取り組んできた経過と事例を詳しく研修する。【平和と市民自治】	第22条	○	○	×	○	○	○	(○)本条例の理念を、新人議員にも浸透させるとともに、2期目以上の議員も含め全議員で改めて共有するため、議員任期開始初年度の研修を制度化すべきである(新) (○)実施すればよい(共)
15	市政課題に関わるゼミなどとの調査研究や意見交換など交流の機会を増やす【共産党】	第24条	×	×	×	×	○	○	(×)相手方の事情もあり、制度化は難しい。しかしながら、パートナーシップ協定を締結している大学に対しては、今後も意見交換の場を設けていただくよう、協力を求めていく(新) (×)市政課題における専門的知識の必要性に応じて、委員会や全員協議会等に招聘する。予算など事前の準備が必要なので、前年度中に検討しておく(公)

大津市議会基本条例に規定されている事項に係る取組の充実等についての各会派の意見(とりまとめ)

○:検討を進めるべき、×:現状のままでよい

No	取組の充実等の提案	根拠条例 (議会基本条例)	各会派の意向					各会派意見	
			新	湖	市	公	共		維
16	大学との連携実績を踏まえ、今後のあり方について検証する必要があると考えます【清正会】	第24条	×	×	×	×	○	○	(×)相手方の事情もあり、本市議会だけで解決できる課題ではないため(新) (×)No15と同じ(公) (○)積極的な連携の検討を行う(共)